<診断基準>

Crow-Fukase (POEMS)症候群

DefiniteとProbableを対象とする。ただし、多発性骨髄腫の診断基準に合致するものは除く。

診断基準

| Definite | 大基準を3 項目とも満たしかつ小基準を1 項目以上満たす者 |
|----------|---------------------------------|
| Probable | 大基準のうち末梢神経障害(多発ニューロパチー)と血清 VEGF |
| | 上昇を満たし、かつ小基準を1 項目以上満たす者 |
| Possible | 大基準のうち末梢神経障害(多発ニューロパチー)を満たし、 |
| | かつ小基準を2 項目以上満たす者 |

大基準: 多発ニューロパチー(必須項目)

血清VEGF上昇(1000 pg/ml 以上)

M蛋白(血清または尿中M蛋白陽性 [免疫固定法により確認])

小基準:骨硬化性病変、キャッスルマン病、臓器腫大、浮腫、胸水、腹水、心嚢水、内分泌異常(副腎、甲状腺、下垂体、性腺、副甲状腺、膵臓機能)、皮膚異常(色素沈着、剛毛、血管腫、チアノーゼ、爪床蒼白)、乳頭浮腫、血小板増多

※ただし、甲状腺機能異常、膵臓機能異常については有病率が高いため 単独の異常では小基準の1項目として採用しない。

<重症度分類>

機能的評価:Barthel Index

85 点以下を対象とする。

| | | 質問内容 | 点数 |
|----|----------|--------------------------------------|----|
| 1 | 食事 | 自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える | 10 |
| | | 部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう) | 5 |
| | | 全介助 | 0 |
| 2 | 車椅子 | 自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む) | 15 |
| | からベッ | 軽度の部分介助または監視を要する | 10 |
| | ドへの | 座ることは可能であるがほぼ全介助 | 5 |
| | 移動 | 全介助または不可能 | 0 |
| 3 | 整容 | 自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り) | 5 |
| | | 部分介助または不可能 | 0 |
| 4 | トイレ動作 | 自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はそ | 10 |
| | | の洗浄も含む) | 10 |
| | | 部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する | 5 |
| | | 全介助または不可能 | 0 |
| 5 | 入浴 | 自立 | 5 |
| | | 部分介助または不可能 | 0 |
| 6 | 歩行 | 45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず | 15 |
| | | 45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む | 10 |
| | | 歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能 | 5 |
| | | 上記以外 | 0 |
| 7 | 階段昇 降 | 自立、手すりなどの使用の有無は問わない | 10 |
| | | 介助または監視を要する | 5 |
| | | 不能 | 0 |
| | 着替え | 自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む | 10 |
| 8 | | 部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える | 5 |
| | | 上記以外 | 0 |
| 9 | 排便口 | 失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能 | 10 |
| | ントロー | ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む | 5 |
| | ル | 上記以外 | 0 |
| 10 | 排尿コ | 失禁なし、収尿器の取り扱いも可能 | 10 |
| | ントロー | ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む | 5 |
| | ル | 上記以外 | 0 |

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。